

漁業法一部改正案 安倍自公連立政権強行採決 大企業の大型船の参入で魚がいなくなる 浜の漁師がいなくなる そして漁業集落(漁村)がなくなる

12月8日参議院本会議で、漁業法一部改正案も強行採決されました。審議時間は衆参両院で8時間45分でした。この改正案は、日本の将来の漁業にとって、極めて禍根を残す法案です。

漁業とは、地域的には、①沿岸、②沖合、③遠洋に分かれます。地理的には、①海洋、②河川、③湖沼に分かれます。また漁業は、①魚を採る漁業と②養殖に分かれます。漁業は誰でもができるわけではありません（釣りバカは除いて）。基本的には、漁協（漁業協同組合、JF）の組合員しか漁業はできません。これは、魚の乱獲を防ぐこと、養殖して水産資源を保護こと、海や河川の環境を守るためです。民主的な漁協では、（魚を採る）漁場と養殖の場を数年単位で交代します。このことによって、漁場も漁師も守られて来たのです。

大企業や大型船に漁場を開放すること（規制緩和）はなぜ問題なのか。

- ① 大型船による乱獲です。北朝鮮や中国の漁船によって、サケ・サンマ・ウナギ等の漁獲量は、年々減少しています（地球温暖化もあるが）。大型船は利益を上げるのが第一義で、資源保護は二の次です。
- ② 企業は魚が捕れなくなれば、他の漁場へ移ったり、撤退します。しかし、漁師は漁港で生活しているので、自分たちの漁場を離れることはできません。
- ③ 漁港は漁民の家族の生活の場です。魚の水揚げやワカメのボイル等、漁民は漁港で共同作業をします。企業が共同作業に参加することは考えられません。
- ④ 漁師は漁港の近くに集落を形成して生活しています。時化や暴風雨の時、漁師たちは漁船や漁港を災害から守ります。しかし、大型船の船員は災害には対処しません。
- ⑤ 外国人労働者（漁船員）の問題です。今国会でも外国人労働力を日本に呼び込むために「出入国管理法改正案」も強行採決されました。“外国人労働力（物）を呼び込んだら人間（者）がやってきた”この本質について、自民党や公明党は理解していません。現在は、大型船（貨物船や漁船）の乗組員の多くは、東南アジア人です。インドネシア人・フィリッピン人・ベトナム人が多いです。彼らは過酷な労働と安い賃金によって働いています。賃金の高い日本人・台湾人・韓国人・中国人の船員はリストラされました。この改正案によって、将来の漁業は、外国人漁師が担うことになるかもしれません。

私は3年2カ月、宮城県気仙沼市で、市の漁港の防潮堤の復興の仕事をしました。漁港に行ったり、地元説明会をしたりして、多くの漁師さんと話をしました。地元に行けば、帰りにはワカメ等を土産にもらいました。だからということではありませんが、日本の漁業と漁師さんの将来が本当に心配です。

【蔵内漁港（宮城県気仙沼市）】



【松川浦漁港（福島県相馬市）】

